

○多古町電子入札約款

(平成 21 年 6 月 2 日告示第 71 号)

改正 平成 23 年 8 月 16 日告示第 78 号 平成 25 年 3 月 22 日告示第 30 号

(目的)

第 1 条 多古町の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。)及び多古町財務規則(昭和 59 年多古町規則第 2 号。以下「規則」という。)等その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第 2 条 入札参加資格のある旨の確認を受けた者又は指名競争入札に係る通知を受けた者(以下「入札参加者」という。)は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時(以下「入札書受付締切予定日時」という。)までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、多古町建設工事等入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状にある受任者とする。)とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札金額見積工事費等内訳書の提出)

第 3 条 多古町建設工事等入札予定価格の事前公表実施要領(平成 19 年多古町告示第 98 号)第 5 条第 3 号の規定により、入札参加者から当該入札書に記載した金額の内訳として、入札金額見積工事費等内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることができる。

2 入札参加者は、前項の規定により内訳書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(入札辞退)

第 4 条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより提出するものとする。な

お、電子入札システムによる提出が困難な場合は、入札執行担当課へ紙様式により辞退届を提出するものとする。

- 3 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までに入札を辞退する場合は、辞退届を入札執行担当課に提出するものとする。
- 4 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、これを撤回することはできない。
- 5 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第5条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。
- 3 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者が入札した入札（免除の場合を除く。）
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 電子認証書を不正に使用した入札
- (6) 予定価格を超える金額の入札
- (7) 内訳書の提出を義務付けたものにあつては、内訳書の提出のない入札又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (8) 入札書の金額と内訳書のコличествоが異なる入札
- (9) 入札書の金額が0円の入札
- (10) 低入札価格調査を行う場合において、事情聴取に協力しない者又は調査のために提出の指示を受けた書類を期限までに提出しない者のした入札
- (11) 総合評価方式による入札の場合において、期限までに技術提案等資料を提出しなかった者のした入札

(12) 再度の入札において、1 回目の入札の最低価格以上の金額による入札書を提出した者のした入札

(13) 前各号に掲げるもののほか、その他入札条件に違反して入札した入札
(失格となる入札)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る入札

(2) 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に失格基準価格を設定した入札において、当該失格基準価格を下回る入札

(3) 低入札価格調査により当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないと認められた者のした入札

(保留)

第 9 条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき。

(2) 総合評価方式による入札の場合において、価格その他の条件が多古町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を後日決定する必要があるとき。

(3) 開札を執行する者が特に必要と判断したとき。

(落札者の決定)

第 10 条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合において、失格基準価格以上でかつ調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる調査対象者を除き、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第 1 項ただし書の場合において、調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならない。

4 総合評価方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項のうち、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは、「価格その他の条件が多古町にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と読み替えて落札者とする。

5 第1項及び前項で定める契約以外の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者又は価格その他の条件が多古町にとって最も有利なものをもって申込みをした者が二人以上あるときは、速やかに当該入札をした者に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者を定める。
(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないとき又は第10条第1項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としなない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札の回数は原則として1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあつては、再度入札は行わない。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第10条第1項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。なお、入札が無効又は失格になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多古町条例第10号）第2条の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札の効力を失う。

3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。

(契約の保証)

第14条 工事の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結にあたり、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、契約金額が調査基準価格を下回る場合は、契約金額の100分の30以上の額とする。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の還付)

第15条 前条第1項第4号及び第5号に規定する契約保証金等は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年8月16日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第30号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。